

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月19日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第7号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成25年1月25日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成24年10月28日午後3時頃、  
において、不注意により相手方所有のブロック塀を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

3 損害賠償の額

49,770円